|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和3年3月25日（木）Ｎｏ．００１９ | ＣＩＪ　ニュース | 発行：社会福祉法人ＣＩＪ福祉会　本部事務局 |

**令和３年度　介護職員等特定処遇改善加算について**

介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）は、令和元年10月1日の消費税の導入にあたり、創設をされたものです。特定加算は、現在、給付及び支給を行っている介護職員処遇改善加算の上乗せとして支給をされるものです。これまでの処遇改善加算は介護職員のみに支給されていましたが、特定加算は、10年以上の介護職員、10年未満の介護職員、その他の職員の3つのグループに支給をされる内容になっています。そしてその支給割合は、4：2：1になるように決められていました。令和3年4月の介護報酬の改定では、この10年以上の介護職員、10年未満の介護職員（4：2）について、「10年以上の介護職員（経験・技能のある介護職員）」は「その他の介護職員」の2倍以上にすると決められていたものを、「より高くすること」に見直されました。

しかしながら、CIJ福祉会は、特定加算の創設当初から4：2：1の取り扱いを行っていることから、これまで通りの方法で支給を継続します。

【以下に詳細を説明します。】

●特定加算の算定要件の確認

○現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること⇒**ＣＩＪ福祉会は（Ⅰ）を算定しています**

○職場環境要件について、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分で、それぞれ１つ以上取り組んでいること

　「資質の向上」⇒研修の受講や人事考課等

「労働環境・処遇の改善」⇒メンター制度、子育てとの両立、健康診断、分煙スペース等

「その他」⇒介護サービス情報公表制度、正規職員への転換等

● 特定加算の加算区分は、ⅠとⅡの２区分⇒**ＣＩＪ福祉会は（Ⅰ）を届け出します**

● （Ⅰ）は、サービス提供体制強化加算の最も上位の区分(※)を算定している場合、算定可能

（Ⅰに該当しない場合はⅡを算定可能）

※ 訪問介護：特定事業所加算Ⅱ

特定施設：サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

特養：日常生活継続支援加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）

その他：サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）

●賃上げを行う単位の決定

〇 同じ賃上げルールのもと賃上げを行う単位を、法人又は事業所のどちらにするかを決める。

 ⇒**ＣＩＪ福祉会は法人全体で届け出します**

○賃上げを行う職員の範囲を決める

経験・技能のある介護職員を定義した上で、全ての職員を

「A：経験・技能のある介護職員」：原則10年以上の経験者

「B：その他の介護職員」：A以外の介護職員

「C：介護職員以外の職員」に分ける

○どの職員範囲（１、２又は３）で、賃上げするかを決める。

※加算額を全てAに配分することも可能。BやCに配分することも可能。

 １　経験・技能のある介護職員（Aのみ）

２　介護職員全体（A＋B）

３　職員全体（A＋B＋C) 　⇒**ＣＩＪ福祉会は職員全体を届け出します**

○賃上げ額と方法を決める（配分ルール）

Aのうち１人以上は、月額８万円の賃金増又は年収440万円までの賃金増が必要。

既に年収440万円の人がいる場合は新たに設定する必要はない。

グループ（A、B、C)の平均改善額について、

AはBの２倍以上　　　　　　　 　Ａ：Ｂ：Ｃ

CはBの２分の１以下 　　　　　　４：２：１

　　⇒**ＣＩＪ福祉会は年収440万円で届け出します（6事業所：6名必要）**

|  |
| --- |
| **令和３年度：事業所別加算額推計** |
| 　 | 特養　シーサイドホーム | 短期 | 予防 | つむぐ | 有料 | 予防 |
| 加算率 | 8.30% | 8.20% |
| 　 | 4,414,548  | 660,276  | 　 | 2,994,972  | 2,776,020  | 　 |
| 　 | 5,074,824  | 2,994,972  | 2,776,020  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 |  |  |  |  |  |
| しあわせ村 | 通所 | 予防 | 訪問 | 予防 | 障害 |
| 11.10% | 5.90% | 13.70% | 30.30% |
| 1,706,820  | 622,284  | 　 | 582,552  | 　 | 113,976  |
| 1,706,820  | 622,284  | 696,528  |
|  |  | 合計 | 13,871,448  |  |  |

　　　　　13,871,448円　　　　　⇒　8万円：4万円：2万円　×2回（夏、冬）

　　　　　職員への支給額は、この程度になりそうです。（決定したものではありません。）

　　　　　夜勤勤務者、人事考課等を参考として決定します。

　　　　　10年以上の介護職員は毎年増加していますので、8万円程度の金額は徐々に減少していくものと考えています。